

第 1 章

労働争議の調整

第1章 労働争議の調整

第1節 概況

令和3年中に新規に受け付けた調整事件は1件であった。

第1表 申請受付状況

年次	区分	受付総件数	左の内訳		
			あつせん	調停	仲裁
平成28年		1	1		
平成29年		0			
平成30年		0			
平成31(令和元)年		0			
2年		0			
3年		1	1		

第2表 月別申請状況

年次	平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			1
10月			
11月			
12月			
計	0	0	1

第3表 業種別申請状況

業種	平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
農林漁業			
運輸業			1
卸売・小売業			
金融・保険業			
サービス業			
計	0	0	1

第4表 従業員規模別申請状況

従業員	平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
10人未満			
10人～49人			
50人～99人			
100人～299人			
300人～499人			
500人以上			1
計	0	0	1

第5表 調整事項別状況

調整事項		年次		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
団体交渉				
経営 または 人事	人員配置			
	配置転換			
	解雇			
	その他			
賃金等	一時金			
	退職一時金・年金			
	解雇手当			
	その他			1
労働条件等				
その他				
計		0	0	1

(注) 申請事項が2項目以上の場合、調整事項数は申請件数と一致しない。

第6表 申請者別状況

申請者		年次		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
一方(労または使)				1
双方				
計		0	0	1

第7表 終結所要回数状況

所要回数		年次		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
0回				
1回				1
2回				
3回				
4回以上				
計				1
平均(回数)		—	—	1

第8表 終結所要日数状況

所要日数		年次		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
10日以下				
11日～30日				
31日～50日				
51日～100日				1
101日以上				
計				1
平均(日数)		—	—	1

第9表 処理状況

区分	年次	平成31(令和元)年		令和2年		令和3年	
		繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分
解決	案受諾						
	協定締結						
	自主解決						
打ち切り							1
取下げ							
翌年へ繰越							
計		0		0			1

第2節 争議行為予告一覧

(中労委受理分)

通 知 者	要求事項	受付月日	争議行為予告月日	受付労委	関係都道府県
国鉄労働組合	賃金引上等	2月12日	2月25日以降	中 労 委	46 都道府県
全日本建設交通一般労働組合全国鉄道本部	賃金改善等	2月22日	3月11日以降	中 労 委	46 都道府県
全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	春闘要求	2月24日	3月1日以降	中 労 委	24 都道府県
全国電力関連産業労働組合総連合	春闘要求等	3月1日	3月12日以降	中 労 委	全 国
エヌ・ティ・ティ労働組合	賃金改善等	3月1日	3月15日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合	賃金引上等	3月1日	3月12日以降	中 労 委	39 都道府県
全日本運輸産業労働組合連合会	賃金引上等	3月4日	3月19日以降	中 労 委	全 国
日本私鉄労働組合総連合会	賃金、臨時給、産業別賃金引上等	3月8日	3月19日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合日本海地方本部	夏季一時金等	6月4日	6月29日以降	新潟県労委	6 府県
全国港湾労働組合連合会	労使協定違反及び産別諸協定の履行等	7月28日	8月8日以降	中 労 委	39 都道府県
全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	秋闘要求等	9月10日	9月29日以降	中 労 委	24 都道府県
全日本運輸産業労働組合連合会	年末一時金闘争等	10月29日	11月11日以降	中 労 委	全 国
全日本国立医療労働組合	賃金・労働条件改善要求	11月5日	11月25日以降	中 労 委	全 国
日本私鉄労働組合総連合会	秋季年末闘争	11月9日	11月23日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合日本海地方本部	冬期一時金要求等	11月10日	11月25日以降	新潟県労委	6 都道府県

第3節 事件の概要

R3-1 賃金是正争議あっせん事件

令和3年 9月 3日 申請

令和3年10月28日 打切り

〔申請者〕

A労働組合

〔被申請者〕

X株式会社

〔あっせん事項〕

・給与是正の撤回

(1) あっせん員

(公) 小池委員、稲田委員 (労) 林委員 (使) 田村委員

(2) 主張の要点

(組 合)

- ・運転現場手当は車両管理費であると説明を受けており、現実に入社以来ずっと運転現場手当と時間外手当は別個に支給されてきた。それを突然一方的に変更することは認められない。是正の撤回を要求する。
- ・是正に向けて、激変緩和のための経過措置等を受け入れる余地はあるが、あくまでも会社が今回の賃金是正を一旦撤回し、協議の場を設けることが前提。

(使用者)

- ・運転現場手当は時間外手当の性格を有するものであるにもかかわらず、今回の申請者側の組合員の所属する部署では、時間外手当を別個に支給していた。しかも実残業時間を大きく超える残業時間に対して時間外手当が支払われていた場合もある。
- ・過去に遡及して過誤払いを請求することはしないが、今後は賃金規程を正しく適用し、運転現場手当についてはみなし残業代として支給し、実際の時間外労働に見合った差額支給をするという取扱いに統一していきたい。
- ・今回の賃金是正について譲歩の余地はない。

(3) 申請までの経過

組合は賃金是正の撤回等を求めて団体交渉したが、これ以上交渉を継続しても歩み寄ることは困難と判断しあっせんで申請した。

(4) あっせんの経過および結果

両者の主張の隔たりが大きく、解決が見込めないため打切となった。

(継続日数 56日、あっせん回数 1回)